

社団法人 静岡県建築士会細則

制 定：昭和 32 年 10 月 1 日理事会承認

最終改正：平成 23 年 3 月 23 日理事会承認

(主 旨)

第 1 条 この細則は、社団法人静岡県建築士会定款の施行について必要な事項を定めるものとする。

(ブロック及び地区)

第 2 条 定款第 30 条の規定に基づき、この会にブロック及び地区を置き、その名称及び区域は、別表に掲げるとおりとする。

(ブロック並びに地区の設置及び解散)

第 3 条 ブロック内に新たに地区を設置しようとするときは、ブロック長は地区設置の要求書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 地区を解散しようとするときは、ブロック長は解散の理由書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会員の所属)

第 4 条 ブロック・地区の区域内に住所又は勤務場所を有する会員は、原則として、そのブロック・地区に属するものとする。

(入会の申込等)

第 5 条 入会の申込、退会の申出は、原則として、そのブロックにおいてしなければならない。

別 表

ブ ロ ッ ク ・ 地 区 の 名 称		地 区 の 区 域
東 部 ブ ロ ッ ク	賀 茂 地 区	下田市・南伊豆町・松崎町・河津町・東伊豆町、西伊豆町
	伊 東 地 区	伊東市
	熱 海 地 区	熱海市
	三 島 地 区	三島市・伊豆市・伊豆の国市・函南町
	沼 津 地 区	沼津市・清水町・長泉町
	裾 野 地 区	裾野市
	御 殿 場 地 区	御殿場市・小山町
富 士 地 区	富士市・富士宮市・芝川町	
中 部 ブ ロ ッ ク	清 水 地 区	静岡市(合併前の清水市・蒲原町・由比町)
	静 岡 地 区	静岡市(合併前の静岡市)
	志 太 地 区	島田市・藤枝市・焼津市・川根本町
	榛 原 地 区	御前崎市(合併前の御前崎町)・牧之原市・吉田町
西 部 ブ ロ ッ ク	小 笠 地 区	掛川市・御前崎市(合併前の浜岡町)・菊川市
	中 遠 地 区	磐田市・袋井市・森町
	浜 松 地 区	浜松市・湖西市・新居町

附 則

1. この細則は、昭和 32 年 10 月 1 日から施行する。
2. 細則第 3 条の改正規定は、昭和 37 年 5 月 20 日から施行する。
3. 細則第 3 条の改正規定は、昭和 47 年 5 月 13 日から施行する。
4. 細則第 4 条の改正規定は、平昭和 47 年 10 月 1 日から施行する。
5. この細則は、昭和 58 年 1 月 1 日から施行する。
6. この細則施行の際現に存する従前の静岡県建築士会の支部については第 2 条第 1 項の規定による支部とみなす。
7. 前項の支部は、第 3 条第 1 項の支部規約をこの細則施行の日から 4 ヶ月以内に会長に提出し、その承認を得なければならない。
8. 第 6 条中「賛助会員会費」とあるのは、昭和 57 年度に限り、「特別会員会費」と読み替えるものとする。
9. 従前の社団法人静岡県建築士会細則は、この細則施行の日に廃止する。
10. この細則は、平成 3 年 12 月 26 日から施行する。
11. この細則は、平成 5 年 5 月 14 日から施行する。
12. この細則は、平成 6 年 5 月 13 日から施行する。
13. この細則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
14. この細則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
(静岡市・清水市合併)
15. この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
(伊豆市・御前崎市誕生)
16. この細則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
(政令指定都市静岡市、伊豆の国市の誕生、沼津市・戸田村、西伊豆町・賀茂村、掛川市・大東町・大須賀町、磐田市・福田町・竜洋町・豊田町・豊岡村、袋井市・浅羽町の合併)
17. この細則は、平成 17 年 5 月 5 日から施行する。
(島田市・金谷町の合併)
18. この細則は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。
(中核市浜松市誕生)
19. この細則は、平成 17 年 9 月 20 日から施行する。
(川根本町誕生)
20. この細則は、平成 17 年 10 月 11 日から施行する。
(牧の原市誕生)
21. この細則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
(ブロック協議会の設置・静岡市、蒲原町の合併)
22. この細則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
(島田市・川根町の合併)

23. この細則は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。
(富士市・富士川町合併、静岡市・由比町合併、焼津市・大井川町合併)
24. この細則は、平成 21 年 5 月 27 日から施行する。
(この細則の支部については公益社団法人に移行する間の措置とする)
25. この細則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。